

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	HIV・性感染症に係る検査及び相談事業における外国語カウンセラーの従事について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（個人情報を取り扱う従事者の受入れ）

（担当部課：健康部保健予防課）

事業の概要

事業名	HIV（ヒト免疫不全ウイルス）・性感染症に係る検査及び相談事業
担当課	保健予防課
目的	HIV・性感染症に係る検査及び相談時において、保健師や保健医療支援活動を行う専門団体が実施するトレーニングにより HIV・性感染症に関する知識を有した外国語を話せる者（以下「外国語カウンセラー」という。）が、受診者に対する当該検査及び相談の支援を行うことにより、受診者の不安解消や今後の予防につなげる。
対象者	HIV・性感染症に係る感染の機会があつてから 60 日以上経った者
事業内容	<p>区では、昭和 62 年から HIV・性感染症に係る検査及び相談事業を開始しているが、日本語の理解が不十分な外国人である場合は、当該検査及び相談時の意思疎通に支障が生じることがあり、平成 6 年 10 月 1 日より外国語カウンセラー制度を導入している。</p> <p>外国語カウンセラー業務の中では、当該検査及び相談時に、受診理由や現在の症状、健康保険や性生活に関する事等、個人のセンシティブな情報に触れる機会があるため、外国語を話せることに加え、HIV・性感染症に関する知識やカウンセリングのスキルが必要となる。</p> <p>そのため、区は、保健師や保健医療支援活動を行う専門団体が実施するトレーニングにより HIV・性感染症に関する知識を有した外国語を話せる者と区職員が面接し、適任者に対して外国語カウンセラーとしての従事を依頼している。外国語カウンセラーは、有償ボランティアという立場での従事であり、派遣労働者とは異なるが、業務の中で個人のセンシティブな情報に触れる機会があることから、新宿区個人情報保護条例第 14 条第 1 項に基づく「派遣労働者に個人情報取扱事務を行わせる場合に講ずべき措置を定める要綱」に準じ、本審議会に報告するものである。本事業の流れは以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受診希望者が検査会場に来て、区職員又は外国語カウンセラーが検査（血液検査・尿検査）の説明及び相談の受付をする。説明及び相談の受付後、検査技師が検査を実施する。 2 検査終了後、当日中に区職員及び外国語カウンセラーによるケアカンファレンス（受診者に対するより良い治療やケアのために、情報の共有を図り、問題の解決を検討する会議）を行う。 3 検査日の一週間後に、検査日に渡した受診番号が書かれた用紙を受診者本人が持参することで本人確認を行い、医師から口頭で検査結果を伝える。外国語カウンセラーの支援が必要な場合は、外国語カウンセラーが検査結果の報告に立ち会う。 4 検査後に必要に応じて、病院受診や今後の予防行動について相談支援を行う。 <p>※受診希望者は匿名で検査を受けることができる。</p> <p>※上記 1 の際、相談メモ（資料 40-1）を作成するが、外国語カウンセラーが作成する相談メモは、上記 2 の終了後に区職員が回収する。</p> <p>検査実施回数：26 回（平成 29 年度実績） 受診者数：1,280 名（平成 29 年度実績） 外国語カウンセラーが対応する受診者数：1 回につき 25 名（予定）</p>

件名 HIV・性感染症に係る検査及び相談事業における外国語カウンセラーの従事について

保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	外国語カウンセラーによる相談等事務
登録業務の目的	日本語の理解が不十分な外国人に対する HIV・性感染症に係る検査及び相談時において、外国語カウンセラーが支援を行うことで、受診者の不安解消や今後の予防につなげるため。
従事者に行わせる事務の内容(どのような仕事をさせるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本語の理解が不十分な外国人に対する HIV・性感染症に係る検査及び相談に関する問合せ対応 2 日本語の理解が不十分な外国人が受診をした際の検査の説明、相談受付 3 検査日当日のケアカンファレンス(受診者に対するより良い治療やケアのために、情報の共有を図り、問題の解決を検討する会議)への参加 4 日本語の理解が不十分な外国人が検査をした後の検査結果の報告の支援や必要に応じて、受診先や予防的行動等に対する相談対応
従事者に取扱わせることとなる個人情報の範囲(だれの、どのような項目か)	<p>【上記各事務に係る受診者の情報項目】</p> <p>性別、年齢、受診理由、症状、既往歴、相談内容、検査結果</p>
従事者の名称等	個々のボランティア(非公表)に依頼する。なお、保健医療支援活動を行う専門団体が実施するトレーニングにより HIV・性感染症に関する知識を有した外国語を話せる者を従事者とする。
従事者を受入れる理由	日本語の理解が不十分な外国人である場合は、検査及び相談時の意思疎通に支障が生じることがあるため。また、検査及び相談時には、受診理由や現在の症状、健康保険や性生活に関すること等、個人のセンシティブな情報に触れる機会があり、外国語を話せることに加え、HIV・性感染症に関する知識やカウンセリングのスキルが必要となる。
受け入れる労働者の人数	3名
従事者の受入期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日(次年度以降も同様の従事者受入を行う。) ※本事業は平成6年10月1日から実施している
従事者の受入れにあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 従事者に個人情報保護に関する誓約書(資料40-2)を提出させる。 3 従事者の業務開始前に、保健予防課で個人情報保護の遵守に関する研修を行う。その際、個人情報保護の遵守について(資料40-3)を説明する。 4 従事者が検査の受付及び相談時に作成した相談メモ(資料40-1)は、検査日当日中に区職員が回収する。回収した相談メモは、保健予防課内の施錠できるキャビネットに保管し、受診者への検査結果報告が終了した時点で、区職員が破棄する。 5 区職員は、必要に応じ、従事者が「誓約書」及び「個人情報保護の遵守について」の内容を遵守しているかどうか、確認を行う。

